

議案第 47 号

市立諏訪幼稚園の廃園について

市立学校設置条例（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 39 号）第 2 条の規定により設置する幼稚園のうち、横須賀市立諏訪幼稚園の廃園について次のとおり定める。

平成 30 年 10 月 12 日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

横須賀市立諏訪幼稚園は、平成 33 年度末で廃園とする。

（提案理由）

市立幼稚園廃園の議決の改正について（平成 28 年 5 月 27 日議決）にかかる市立諏訪幼稚園の廃園時期を定めるため

参 考

議案第 24 号

市立幼稚園廃園の議決の改正について

「市立幼稚園の廃園について」（平成 27 年 8 月 21 日議決）を次のとおり改正する。

平成 28 年 5 月 27 日提出

横須賀市教育委員会

教育長 青 木 克 明

本文中「平成 30 年度末で廃園とする。」を「廃園とする。ただし、廃園の時期は、市立幼稚園を取り巻く状況に応じて別途定める。」に改める。

（提案理由）

市立幼稚園を取り巻く状況の変化を踏まえ、廃園時期を先送りするため

参 考

議案第 44 号

市立幼稚園の廃園について

市立学校設置条例(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 39 号)第 2 条の規定により設置する幼稚園の廃園について次のとおり定める。

平成 27 年 8 月 21 日提出

横須賀市教育委員会

教育長 青 木 克 明

市立幼稚園は、平成 30 年度末で廃園とする。

(提案理由)

市立幼稚園の廃園を進めるに当たり、基本となる事項を定める必要があるため